

## 埼玉県こうのとり大使設置要綱

### (目的)

第1条 不妊に関する情報を広く県民に発信するため、マスコミ等による情報発信力の高い方を「埼玉県こうのとり大使」（以下「大使」という。）として委嘱する。

### (資格)

第2条 大使は、自らの経験や知識により不妊に関し積極的に情報発信していただける方を知事が任命する。

### (活動内容)

第3条 大使は、不妊に関しマスコミ等を通じて広く情報発信を行う。また、県の広報に協力する。

### (任期)

第4条 任期は定めない。ただし、県若しくは大使の一方からの申出により、その任を解くことができる。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年5月10日から施行する。